



医政発0526第10号

平成23年5月26日

岩手県知事 }
宮城県知事 } 殿
福島県知事 }

厚生労働省医政局長

診療体制確保事業の実施について

標記については、別添「診療体制確保事業実施要綱」により行い、平成23年5月2日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

別 添

診療体制確保事業実施要綱

1. 目的

この事業は、東日本大震災によって被災した地域において、医療提供体制を迅速に確保するため、仮設の診療所等の整備により当面の診療を確保することを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、東日本大震災による被害が甚大な県とする。

3. 事業内容

(1) 仮設診療所整備事業

医療を提供する体制を迅速に確保するために必要な仮設の診療所（薬局を併設する場合も含む。）を整備するものとする。

(2) 仮設歯科診療所整備事業

歯科医療を提供する体制を迅速に確保するために必要な仮設の歯科診療所を整備するものとする。

(3) 歯科巡回診療車整備事業

歯科医療を提供する体制を迅速に確保するために必要な歯科巡回診療車を整備するものとする。

4. 運営方針

(1) 仮設診療所等の設置場所については、地域の医療需要を十分考慮したうえで決定すること。

(2) 仮設診療所等の運営等を県以外の者が行う場合について、安定した診療所等の運営が行われるよう十分配慮すること。

(3) 仮設診療所の診療体制及び利用状況について、毎年度、医政局指導課あて報告を行うこと。

(4) 仮設診療所等を廃止しようとする場合については、予め医政局指導課まで連絡すること。